

議案第170号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪府八尾市青山町2丁目10番16号
上之 真紀
- 2 債 権 の 内 容 給与の過払による返還金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金168,308円及びこのうち金168,288円に対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがないため

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

給与の過払による返還金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。